

岩手県公安委員会告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定に基づき、次の指定講習機関の特定講習の廃止を許可した。

平成28年1月29日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

- 1 指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 有限会社一関第一自動車学校
 - (2) 住所 一関市真柴字中屋敷70番地の14
 - (3) 代表者の氏名 尾形 憲治
- 2 講習を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 一関第一自動車学校
 - (2) 所在地 一関市真柴字中屋敷70番地の14
- 3 廃止しようとする特定講習の種別
 - (1) 普通免許に係る初心運転者講習
 - (2) 普通二輪免許に係る初心運転者講習
 - (3) 原付免許に係る初心運転者講習
- 4 廃止しようとする年月日 平成27年9月29日